

公益財団法人 情報通信学会

会員に関する規則

(会員規則)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会定款（以下「定款」という。）第7条に基づき、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 学会の会員の種別は、次のとおりとする。

(1) 正会員 情報及びコミュニケーションに関する研究調査に従事し、それに関心を持つ個人又は研究機関であって、正会員が推薦した者。その属性により、次のとおり区分する。

① 正会員（個人） 個人である者

② 正会員（団体） 研究機関。なお、正会員（団体）に所属する研究者（大学院生を含む。）であって、当該正会員（団体）が年会費1口あたり5名（大学院生は1人0.5名として計算）の範囲内で個人を特定して推薦した者も正会員とし、正会員（個人）に区分する。

(2) 学生会員 情報及びコミュニケーションに関する研究調査に関心を持つ学部学生であって、指導教授である正会員が推薦した者

(3) 賛助会員 学会の目的に賛同する者であって、評議員又は理事が推薦した者

(4) 特別会員 賛助会員に所属する役職員であって、当該賛助会員が年会費1口あたり5名の範囲内で個人を特定して推薦した者

(5) 名誉会員 特に学会に功労のあった者であって、評議員又は理事が推薦した者

2 正会員（個人）は、定款第4条に掲げる学会の事業を企画し推進する主体として、自発的に事業に参画する使命を有する。

(入会)

第3条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員については、入会の手続きを要せず、推薦者が会長に推薦し理事会が承認した後、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(年会費)

第4条 正会員（第2条第1項第1号②の規定により正会員（団体）から推薦された正会員（個人）を除く。）、学生会員及び賛助会員は、年会費を納めなければならない。

2 前項の年会費の額は次のとおりとし、その納入期限は毎年度6月末日までとする。

(1) 正会員（個人） 1万円。ただし、大学院生は5000円とする。

- (2) 学生会員 5000円
- (3) 正会員（団体）及び賛助会員 1口10万円で1口以上
- 3 すでに納められた年会費は、いかなる理由があっても返金しない。
- 4 会員の年会費は、毎事業年度における合計額の2分の1以上を公益目的事業のために使用することとする。

（長期在籍会員に対する年会費の免除）

第5条 満70歳以上で年齢と学会に在籍した年数との和が100に達した正会員（個人）については、申請により理事会の承認を経て、翌年以降の年会費の納入を免除する。

- 2 前項の規定は、満60歳以上の正会員（個人）が次の式により算出される年数分の年会費を一括して納入した場合に準用する。この場合、納入した年の翌年以降の年度の年会費については、年額を9500円として計算する。

算出式 $(100 - \text{年齢} - \text{在籍年数}) / 2$ 【小数点以下切り捨て】

- 3 前二項における年齢及び在籍年数の算定基準日は毎年4月1日とし、在籍年数については、他の会員種別に属していた期間を通算することができる。ただし、会費の未納がある期間は在籍年数に含めない。

（自動払込みにより年会費を納入する場合の年会費の減額）

第6条 第4条第1項の規定により会費を納入する義務を負う会員が年会費を自動払込みにより納入する場合、同条第2項の規定にかかわらず、正会員（個人）及び学生会員の年会費を次のとおりとする。ただし、年会費の未納がある場合、未納が解消されるまで本条は適用しない。

- (1) 正会員（個人） 9600円。ただし、大学院生は4800円とする。
- (2) 学生会員 4800円

（学会誌の配布等）

第7条 会員に対して、次のとおり、当該年において発行される学会誌を無料で配布する。ただし、年会費の未納がある者を除く。

- (1) 正会員（個人）、学生会員、特別会員及び名誉会員 各号1部
- (2) 正会員（団体）及び賛助会員 年会費1口につき各号3部以内で希望する部数
- 2 第5条の規定により年会費の免除を受けた会員に対する学会誌の配布は、前項の規定にかかわらず有償とする。その額は、正会員（個人）が学会誌発行に関して実質的に負担している額に相当する額とし、会長が理事会の承認を受けて別に定める。
- 3 会長は、学会の行事について参加費を徴する場合、理事会の承認を得て、会員に対する割引を設けることができる。

（会員の異動及び種別の変更）

第8条 会員の住所、所属先等に変更があったとき、及び、正会員（団体）又は賛助会員の代表者に変更があったときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

- 2 会員は、自己の会員種別を変更する必要があるときは、会長に申請し、理事会の承

認を受けなければならない。ただし、名誉会員への種別変更は、申請によらず、推薦者による推薦を理事会が承認し本人が承諾することにより行われる。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次に掲げる事由により、会員たる資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、学会を退会しようとするときは、会長に対し、その旨を届け出なければならない。

(除名)

第11条 会長は、会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て当該会員を除名することができる。

- (1) 学会の名誉を傷つけ、又は、学会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 学会の会員としての義務に違反したとき
- (3) 年会費を2年以上滞納したとき

(改正)

第12条 この規則は、理事会の議決により改正することができる。ただし、第2条、第4条から第6条及び本条の改正については、評議員会の承認を得なければならない。

(委任)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を受けて別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則（平成25年3月18日第9回評議員会決議）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。